

3 高等学校の教育課程

(1) 高等学校の教育課程編成の特徴

高等学校では、課程や学校の別を問わず、必履修科目の履修や卒業に必要な74単位以上の修得を共通の要件とし、これに加えてそれぞれの課程や学科の特色を生かした教育を行うことを考えて、教育課程を編成することができます。

(2) 履修と修得及び単位数

高等学校では、教育課程の編成において、生徒に履修させる各教科・科目及びその標準単位数が定められており、それらの学習状況及び出席状況が、各学校で定められた教務内規に照らし合わせて、一定の基準を満たしたと認められた場合、それぞれの教科・科目の修得が可能となります。

なお、卒業までに生徒が修得する各教科・科目の合計単位数は74単位以上です。

ただし、単位は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とします（通信制における面接指導の場合を除きます。）。

(3) 各教科の科目数

ア 各学科に共通する各教科

教科 (11教科)	国 語	地 理 歴 史	公 民	数 学	理 科	保 健 体 育	芸 術	外 国 語	家 庭	情 報	理 数	総 科 目 数
科目数	6	5	3	6	9	2	12	6	2	2	2	55

イ 主として専門学科において開設される各教科（職業教育に関する教科）

教科 (8教科)	農 業	工 業	商 業	水 産	家 庭	看 護	情 報	福 祉	総 科 目 数
科目数	30	59	20	22	21	13	12	9	186

ウ 主として専門学科において開設される各教科（職業教育に関する教科以外）

教科 (5教科)	理 数	体 育	音 楽	美 術	英 語	総 科 目 数
科目数	7	8	8	13	7	43

(4) 必履修教科・科目

全ての生徒が履修する教科・科目は次の通りです。

＜必履修教科・科目一覧＞

教科	科目（標準単位数）
国語	現代の国語（２）及び言語文化（２）
地理歴史	地理総合（２）及び歴史総合（２）
公民	公共（２）
数学	数学Ⅰ（３）
理科	科学と人間生活（２）、物理基礎（２）、化学基礎（２）、生物基礎（２）及び地学基礎（２）のうちから２科目（うち１科目は科学と人間生活とする。）又は物理基礎（２）、化学基礎（２）、生物基礎（２）及び地学基礎（２）のうちから３科目
保健体育	体育（７～８）及び保健（２）
芸術	音楽Ⅰ（２）、美術Ⅰ（２）、工芸Ⅰ（２）及び書道Ⅰ（２）のうちから１科目
外国語	英語コミュニケーションⅠ（３）（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける１科目とし、その標準単位数は３単位とする。）
家庭	家庭基礎（２）及び家庭総合（４）のうちから１科目
情報	情報Ⅰ（２）

なお、総合的な探究の時間については、全ての生徒に履修させるものとし、その標準単位数は３～６単位となっています。

また、総合学科においては、科目「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入学年次に履修させることとなっています。

また、専門教育に関する各教科・科目の履修については、次の通りです。

○ 専門学科における各教科・科目の履修

全ての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数は２５単位以上です。

○ 商業に関する学科

外国語の単位を５単位まで含めることができます。

○ 商業に関する学科以外の専門学科

各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を５単位まで含めることができます。

○ 専門教科・科目による代替履修

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができます。

(5) 各教科・科目及び特別活動の授業時数等

全日制課程及び定時制課程の授業時数等は、それぞれ次の通りです。

〈全日制課程・定時制課程共通の授業時数等〉

- ・授業の1単位時間は50分を標準とし、教科・科目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができます。
- ・生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時間を充てます。

〈全日制課程の授業時数等〉

- ・各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週の実施が標準です。各教科・科目の授業を特定の学期又は期間に行うこともできます。
- ・週当たりの授業時数は30単位時間を標準とします。

〈定時制課程の授業時数等〉

- ・授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数は、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めます。
- ・特別の事情がある場合には、年間35単位時間以上とされているホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするすることができます。

〈通信制課程の授業時数等〉

- ・通信制課程の教育方法は、添削指導、面接指導、試験によることになっているため、全日制課程・定時制課程におけるような授業は原則として行われません。また、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行うことができます。
- ・総合的な探究の時間の標準単位数は3～6単位とし、その添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めることになっています。

4 今日的な教育課題

(1) 環境教育

環境教育の推進

現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっており、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。

そのためには、国民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、21世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義を有しています。

このようなことから、教育基本法（H18.12）や学校教育法（H19.6）の中に、環境教育の充実について新たに規定されるとともに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成24年10月施行）」や、「北海道環境教育等行動計画（平成26年3月策定）」が整備されるなど、環境教育の一層の充実が求められています。

学校における環境教育の取組

■ 学校教育における環境教育の位置付け

環境教育は、学校教育においては、社会科や理科、技術・家庭科などを中心に行われ、また、総合的な学習（探究）の時間においては、環境問題について、教科の枠を超えた横断的な学習を展開できるようにしています。

【主な取扱い例】

- ◇ 環境に関する知識・理解：社会科、理科、家庭科、総合的な学習(探究)の時間 など
- ◇ 環境に関する体験活動：特別活動、総合的な学習(探究)の時間 など
- ◇ 自然を大切にしようとする心情：道徳科 など

【小（中）学校学習指導要領（平成29年告示）における記載内容】

◇ 小学校社会科（第5学年）

- ・ 関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守ることの大切さを理解すること。

◇ 中学校理科（第1分野）

- ・ 日常生活や社会で使われているエネルギーや物質について、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するとともに、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。

【高等学校学習指導要領（平成30年告示）における記載内容】

◇ 高等学校家庭科（家庭基礎）「持続可能なライフスタイルと環境」

- ア 生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解すること。
- イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

環境教育の指導資料

- 「環境教育に活用できる学校づくり実践事例集」文部科学省（H23.9）
- 「環境教育指導資料（幼稚園・小学校編）」国立教育政策研究所教育課程研究センター（H26.10）
- 「環境教育指導資料（中学校編）」国立教育政策研究所教育課程研究センター（H28.12）
- 「ESD（持続可能な開発のための教育）推進の手引」（改訂版）文部科学省国際統括官付日本ユネスコ国内委員会（H30.5）
- 「ユネスコスクールで目指すSDGs」（H30.11改訂）
- SDGs副教材「私たちがつくる持続可能な世界」

(2) 消費者教育

消費者教育の推進

近年、消費者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。「消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)」では、これらの課題解決のため、消費者教育の対象領域を「消費者市民社会の構築」、「生活の管理と契約」、「商品等やサービスの安全」、「情報とメディア」の4つに分類し、それぞれの領域で消費者教育を通じて育むべき力を示しています。

このことを踏まえ、学校においては、被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる消費者の育成にとどまらず、消費に関する行動を通じて、社会の一員として、よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成することが重要です。

領域	消費者を取り巻く課題	消費者教育を通じて育むべき力
消費者市民社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> 環境・資源エネルギー問題 食糧自給率と食品ロスの問題 地域経済の衰退 世界の貧困、児童労働 	社会の一員として行動する力 <ul style="list-style-type: none"> 消費がもつ影響力の理解 持続可能な消費の実践 消費者の参画・協働
生活の管理と契約	<ul style="list-style-type: none"> 契約トラブル(詐欺・悪質商法を含む) 借金、多重債務 家計の管理、生活設計 消費者の権利と責任 	選ぶ力・計画する力 <ul style="list-style-type: none"> 選択し、契約することへの理解と考える態度 生活を設計・管理する能力
商品等やサービスの安全	<ul style="list-style-type: none"> 商品の不具合による事故、健康被害 誤った使い方による事故、健康被害 食の安全に関わる問題 悪質商法・詐欺 	安全・安心を求める力 <ul style="list-style-type: none"> 商品安全の理解と危険を回避する能力 トラブル対応能力
情報とメディア	<ul style="list-style-type: none"> インターネット取引に関するトラブル 情報モラル・リテラシー 情報セキュリティ 	情報を見抜き、活用する力 <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・処理・発信能力 情報社会のルールや情報モラルの理解 消費生活情報に対する批判的思考力

文部科学省「いつもでも どこでも だれでもできる消費者教育のヒント&事例集」より作成

学校における消費者教育の取組

■ 学校教育における消費者教育の位置付け
消費者教育は、学校教育においては、社会科(地歴・公民科)や、技術・家庭科(家庭科)等を中心に行われています。

【小(中)学習指導要領(平成29年告示)における記載内容】

◇ 小学校家庭科(第5学年及び第6学年)

- ・買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。
- ・身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。

◇ 中学校社会科(公民的分野)

- ・社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。

◇ 中学校家庭科(家庭分野)

- ・消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。
- ・自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。

【高等学校学習指導要領(平成30年告示)における記載内容】

◇ 高等学校家庭科(家庭基礎)「消費行動と意思決定」

ア 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解するとともに、生活情報を適切に収集・整理できること。

イ 自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫すること。

消費者教育に係る道教委の主な取組

道教委では、平成22年度から、消費者教育の現状や課題等について理解を深めるとともに、消費者教育に携わる指導者として実践的な指導力の向上を図ることなどをねらいとして、「消費者教育指導者養成講座」を開催しました。

また、毎年1月に、道教委が関係機関と連携して、消費生活に関わる今日的な問題や若年層に伝えるべき情報を提供し、学校における消費者教育・金融教育に資することなどをねらいとして「消費者教育支援セミナー」を開催しています。

(3) 教育の情報化

教育の情報化の現状

グローバル化や情報化が急速に進展し、社会生活のあらゆる場面でインターネットやデジタルツールが必要不可欠となる中、情報や情報手段を主体的に選択し活用するために必要となる情報活用能力は、学習指導要領（小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部：平成29年告示、高等学校：平成30年告示、特別支援学校高等部：平成31年告示）において、言語能力や問題発見・解決能力等と並び、児童生徒の日々の学習や、生涯にわたる学習の基盤となる資質・能力として位置付けられています。

学校では、こうした資質・能力を、児童生徒の発達段階に応じて体系的に育んでいくとともに、ICTを効果的に活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める必要があります。

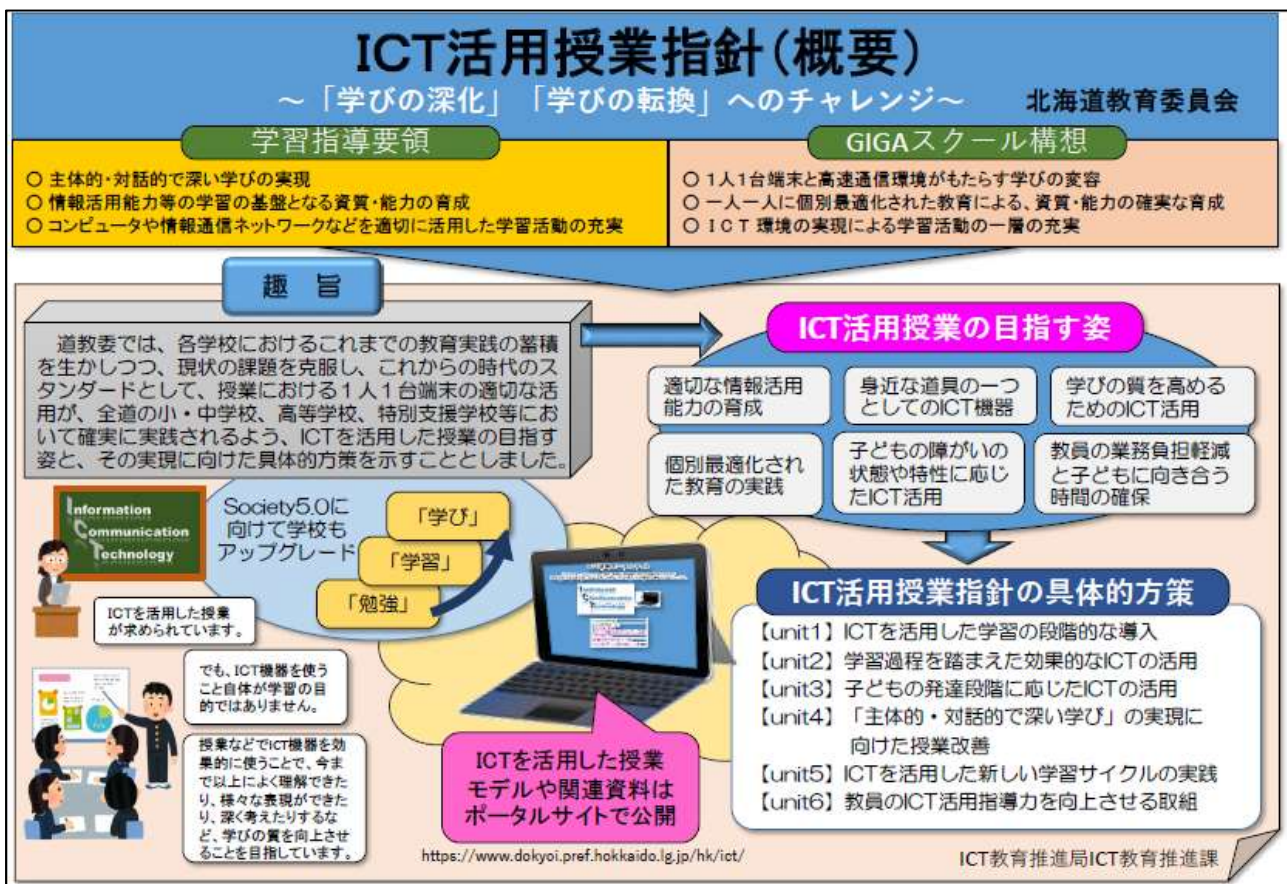
また、ICTを活用し、クラウド上で教材を共有したり、テストの解答結果を自動で集計したりすることにより、教員の業務負担の軽減を図り、これまで以上に子どもたちと向き合う時間を確保することも期待されています。

こうした中、国の「GIGAスクール構想」により、学校における高速大容量のネットワーク環境と児童生徒の1人1台端末の一体的な整備が行われました。

GIGAスクール構想の下で整備されたICT環境は、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠であり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて一層の利活用が期待されています。

ICT活用授業指針

道教委では、各学校におけるこれまでの教育実践の蓄積を生かしつつ、現状の課題を克服し、これからの時代のスタンダードとして、授業における1人1台端末の適切な活用が、全道の小・中学校、高等学校、特別支援学校等において確実に実践されるよう、「ICT活用授業指針」を策定し、ICTを活用した授業の目指す姿と、その実現に向けた具体的方策を示しています。



(4) 主権者教育

主権者教育の推進

平成28年6月19日に公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され、満18歳以上の者が選挙権を有することとなりました。法改正によって、高等学校等に選挙権を有する者が在籍することとなることを十分認識し、これまで以上に組織的に公民としての資質を育む指導を行うことが、学校として求められています。

主権者教育の目的

主権者教育の目的は、「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること。」とされています。(参考：「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ(平成28年6月))

学校における主権者教育の取組

■ 主権者教育の充実に向けて

選挙権年齢の満18歳への引き下げを踏まえ、学習指導要領においては、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが求められています。具体的には、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成することが示されています。

各学校においては、教科等横断的な視点から、社会科や公民科のみならず家庭科、特別の教科道徳、特別活動や総合的な学習(探究)の時間等を中心に新学習指導要領に示す既存の内容のうち主権者教育に関わる内容相互の関連を図るなど、教育課程全体を通じた指導の充実を図ることが大切です。

◇ 社会科における実践事例(中学校社会科公民的分野)

【単元名】我が国の政治について考えよう

【単元の目標】

政治についての基礎的・基本的な知識や概念を習得し、それらを活用して、政治参加と選挙をめぐる課題についてその原因や解決方法について、思考・判断し、その結果や過程を適切に表現する。

【単元の展開例(全11時間)】

学習活動	
第一次 (5時間)	○選挙や世論などの国民の政治参加や国会・内閣・裁判所などの我が国の政治の仕組みの概要について理解し、その知識を習得する。
第二次 (4時間)	○課題「投票率を上げるにはどうしたらよいか」を設定し、資料を基に、自分の考えや立場をまとめ、意見文を作成する。
第三次 (2時間)	○グループ討議やパネルディスカッションを行い、議論を通して、自分自身の考えを深化・発展させて見直す。

(参考：文部科学省「言語活動の充実に関する指導事例集」)

◇ 総合的な探究の時間等における実践事例(高等学校)

【題材名】選挙の実際

【ねらい】選挙の仕組みや選挙運動等について理解するとともに、選挙に対する関心を高める。

【展開例(1時間または2時間)】

学習活動	
○選挙権を行使するに当たって不明な点や不安な点をワークシートに記入し、グループ内で発表し合う。	
○選挙の種類や議員の定数などを、国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」を参考にまとめる。	
○投票の手順や方法などを、副教材を参考に確認する。	
○選挙運動としてできる活動とできない活動を副教材を参考にまとめ、グループ内で意見交換を行いながら整理する。	
○教師による補足説明により、選挙運動についての内容を確認する。	
○実際の選挙について、今まで分からなかったことや新たに気付いたことをグループ内で話し合い、まとめる。	

(参考：北海道教育委員会「高等学校等の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来」等の活用について」)

主権者教育の参考資料

- 文部科学省通知
 - ・平成 27 年 10 月 29 日付け 27 文科初第 933 号「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」
〔https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1366835.htm〕
- 総務省及び文部科学省作成資料
 - ・高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」（生徒用副教材及び教師用指導資料）
〔https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html〕
 - ・小・中学校向け主権者教育指導資料「『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」
〔https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00085.html〕
 - ・「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」
〔https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/142/mext_00001.html〕
- 北海道教育委員会作成資料
 - ・「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の活用について」
〔<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/seijitekikyoyou.html>〕
 - ・「令和 3 年度小・中学校教育課程編成の手引」
〔https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/R03_tebiki.html〕
 - ・「保護者向け啓発資料『保護者の皆様へ～選挙権年齢の引下げに伴う高校教育～』」
〔https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/5/4/6/4/0/1/_/H29hogoshamukesiryo_uhogoshanominasamahesennkyokennennreinohikisagenitomonaukoukoukyouiku.pdf〕
 - ・「生徒向け啓発資料『生徒のみなさんへ～選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられました～』」
〔https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/5/4/6/4/0/0/_/H29seitonominasahesennkyokenngamann18saijounihikisageraremashita.pdf〕

(5) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

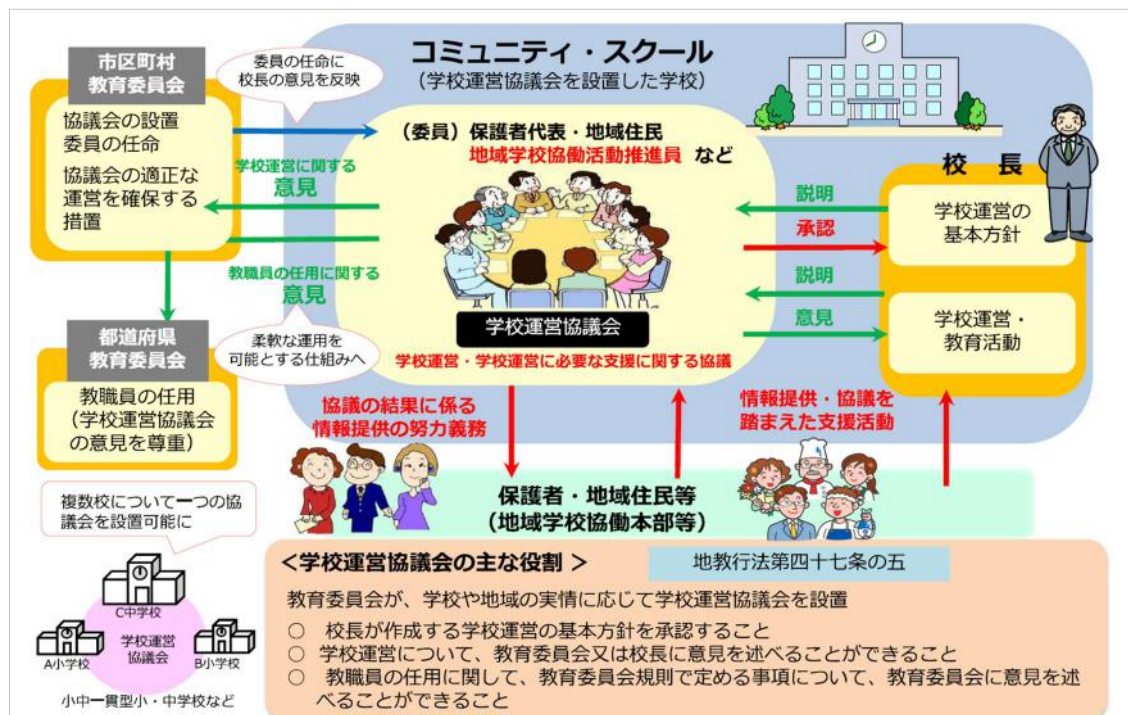
■家庭や地域社会との連携・協働の推進

子どもたちの「生きる力」は地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれるものであり、地域の未来を支える子どもたちを育成するためには、学校種の特性や地域の実態を踏まえ、家庭や地域社会との連携・協働体制を構築していく必要があります。

学校や地域では、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度、学校評議員制度や、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働が進められています。

■学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の仕組み

コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置している学校のことで、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に「教育委員会は（中略）学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。」と定められており、全ての学校への設置が努力義務になっています。



（「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（令和4年）」（文部科学省）より）

地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の活用により、各学校の教育方針や特色ある教育活動、児童生徒の状況などについて家庭や地域の人々に適切に情報発信し理解や協力を得たり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりすることができます。

■「社会に開かれた教育課程」の実現と地域とともにある学校づくりに向けて

学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域の人々とともに子どもたちを育てていくという視点に立ち、家庭や地域社会との連携を密にすることが必要です。

学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、子どもたちの状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要であり、積極的な連携により、相互の意思疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが求められています。

学校運営協議会制度の仕組みを活用し、学校と地域の連携・協働の取組を広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかなど目標やビジョンの共有し、地域とともにある学校づくりを一層効果的に進めていくことが期待されています。

(6) 防災教育

防災教育の推進

近年、本道においても、突発的な暴風雨や台風による豪雨が相次いで発生したほか、平成30年9月の北海道胆振東部地震により甚大な被害が発生しており、様々な災害に備え、児童生徒への安全教育や学校の安全管理等の一層の充実を図ることが求められています。

そのために、学校においては、児童生徒が災害から身を守ることができるよう、必要な知識を身に付けるなど危機対応能力を育成するとともに、家庭・地域社会と連携して、学校の安全確保対策に取り組むことが重要です。

学校における防災教育の取組

■ 学校教育における防災教育の位置付け

防災教育は、学校安全計画に基づき、社会、生活科、理科、特別活動などを中心に、教科等横断的な視点で系統的・体系的に推進することが求められます。

【小（中）学校学習指導要領（平成29年告示）における記載内容】

◇ 小学校総則 ※中学校及び高等学校総則にも同様に記載

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- 2 (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実をめぐる。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科、特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。

第2 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (2) 各学校においては、児童や学校及び地域の実態や、児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会の形成に向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことできるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

第5 学校運営上の留意事項 【新設】（高等学校は第6）

1 教育課程の改善と学校評価等

- イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

■ 「1日防災学校」の取組

近年、自然災害が各地で発生し、被害が激甚化する中、将来を担う子ども達の命を守るために、北海道教育委員会では、防災に関する指導や体験活動を行う「1日防災学校」を推進しています。

《授業メニュー例》

<小学校>

- ・防災かるた（生活科）
- ・防災クイズ（特別活動）
- ・防災グッズ作り（生活科）

<中学校>

- ・防災食の調理実習（技術・家庭科（家庭分野））
- ・段ボールベッド体験（特別活動）

<高等学校>

- ・避難所運営ゲーム(Doはぐ)（総合的な探究の時間）
- ・避難所運営訓練（特別活動）

防災教育の参考資料

- 「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」文部科学省（H25.3）
- 「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省（H31.3）
- 「防災教育啓発資料『学んDE防災』（小学生用・中学生用・高校生用）」北海道教育委員会（R3.9）
- 「防災教育啓発資料『1日防災学校実践事例』（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・学校間の連携事例）」北海道教育委員会（R5.3）
- 「防災ノート（小学校編・中学校編・高校編）」（児童生徒用・指導者用）北海道教育委員会（R3.5）